５板福サ第５６１号

令和５年１０月２日

指定障害児通所支援事業所　管理者　様

指定障害児入所施設　管理者　様

板橋区福祉部障がいサービス課長

國枝　豊

　　（公印省略）

サービス管理責任者等実践研修の受講にかかる実務経験（６ヶ月以上）の

指定権者への届出方法について（通知）

　平素より板橋区の障がい福祉施策に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

　こども家庭庁及び厚生労働省より、令和５年６月３０日付事務連絡「サービス管理責任者等

に関する告示の改正について」でサービス管理責任者等に関する告示が改正され、同日適用された旨の通知がありました。

このため、例外的に「６ヶ月以上」の実務経験（OJT）で実践研修を受講する際の指定権者への届出方法等について、下記のとおりとしますので、事業者の皆様におかれましてはご理解をいただきますようお願いいたします。

記

１　届出方法等について

　別紙のとおり

２　留意事項について

　届出及び適用の可否に関する問い合わせは、下記問い合わせ先までお願いいたします。

|  |
| --- |
| 【問合せ先】（この通知に関すること）  　板橋区福祉部障がいサービス課  　地域生活支援係  　　　　　　　　　　　電話：03-3579-2736 |